

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-18(政策6-施策①))

| | | | | | |
|-------------------------------|---|------|------|------|------|
| 施策名 | 中心市街地活性化基本計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕 | | | | |
| 施策の概要 | 中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。 | | | | |
| 達成すべき目標 | 中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。 | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 予算の状況(百万円) | | | | |
| | 当初予算(a) | 2 | 12 | 10 | 12 |
| | 補正予算(b) | - | - | - | - |
| | 繰越し等(c) | - | - | - | - |
| 合計(a+b+c) | 2 | 12 | 10 | | |
| 執行額(百万円) | 1 | 5 | 4 | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 平成25年6月14日「日本再興戦略」 ○コンパクトシティの実現 ・空き店舗の流動化を促す新たな仕組み等による投資や起業の喚起、合併市も含む小規模な都市等での取組等を通じ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|---|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 測定指標 | ①認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | ○ |
| | | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| | 年度ごとの目標値 | | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| | ②期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | × |
| - | | - | - | - | - | 41% | 60% | | |
| 年度ごとの目標値 | | - | - | - | - | 60% | | | |

| | | |
|------|--------------|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | <p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、平成25年度末までに認定した155計画全てにおいて、国による認定と連携した支援措置が活用されており、当該支援措置は市町村の中心市街地活性化に向けた取組に寄与したものと考える。 ・測定指標②については、平成25年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回っている割合は約4割であり、目標値である6割を達成できなかった。 ・測定指標②は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。 |
| | 施策の分析 | <p>(課題等)</p> <p>測定指標②は、市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。現行制度の運用が開始されて約8年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、全国的な少子高齢化の進展や商業機能の郊外立地などに歯止めが掛かっていないことや、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることが挙げられる。したがって、今後、制度・運用の見直しや中心市街地活性化に対する民間事業者のインセンティブを高めるような取組を行う必要がある。</p> <p>なお、測定指標①は目標を達成しているものの、施策目標の達成に向けて、各省庁と連携して支援措置の更なる拡充を図る必要がある。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <p>認定を目指す市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、認定申請マニュアルの整備やホームページ等を通じた広報などにより、中心市街地活性化の理念及び意義や、基本計画の認定を条件とした特例措置及び財政支援措置などの有用性を市町村に浸透させることに努めており、市町村の中心市街地の活性化に向けた取組に有効に機能した。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>次期目標等への反映の方向性</p> | <p>【施策】 中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、目標の着実な達成のため、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】 測定指標①は、認定中心市街地活性化基本計画で国による認定と連携した支援措置（認定を条件とした支援や交付金の交付率拡充、規制緩和措置など）の活用状況を測るものであるが、支援措置の活用はあくまで中心市街地活性化に向けた手段であり、政策効果を測る指標としては不十分であるため、平成26年度以降は、測定指標②に一本化することとする。</p> <p>目標達成に向けては、「中心市街地の活性化に関する法律」の改正により、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定し重点支援を講じる制度を創設するとともに、民間事業者等による商業等の機能整備に対する補助といった各省庁の予算措置を通じて、中心市街地への民間投資の喚起を図っていく。</p> <p>また、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」を改正し、基本計画のPDCAサイクルの強化、中心市街地活性化協議会の機能強化などの制度・運用の見直しを行った。</p> <p>以上のような取組を通じて、目標達成を目指していく。</p> |
|----------------------|---|

| | |
|------------------------|----------|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>-</p> |
|------------------------|----------|

| | |
|----------------------------------|----------|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>-</p> |
|----------------------------------|----------|

| | | | | | |
|--------------|-----------------|---------------|---|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>地域活性化推進室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>参事官 塩田 康一 参事官 岸川 仁和</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成26年8月</p> |
|--------------|-----------------|---------------|---|-----------------|----------------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-19(政策6-施策②))

| | | | | | | |
|------------------------------|--|---------|------|------|------|---|
| 施策名 | 構造改革特区の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 予算の状況(百万円) | 当初予算(a) | 27 | 26 | 25 | / |
| | 補正予算(b) | - | - | 0 | | |
| | 繰越し等(c) | - | - | - | | |
| | 合計(a+b+c) | 27 | 26 | 25 | | |
| 執行額(百万円) | 21 | 21 | 22 | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定) | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|----------------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 測定指標 | ①構造改革特区計画の認定件数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | × |
| | 77 | 27 | 45 | 22 | 26 | 21 | 30 | | |
| | 年度ごとの目標値 | / | 70 | 20 | 20 | 32 | 30 | / | |

| | | |
|------|--------------|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) 地域活性化の推進を図る上で、定量的なものである測定指標①を重要な達成目標と考えている。 測定指標①は、提案の掘り起こし等により一定の申請数はあったが、目標値には及ばなかった。したがって、施策は「進展が大きくない」と判断する。 |
| | 施策の分析 | (未達成となった要因) 評価・調査委員会での決定によって全国展開される件数にもよるが、近年の新しい特例措置メニュー等の減少による相対的な減少が一つとして考えられる。 (有効性、効率性) 測定指標①の目標達成において、提案件数、特例措置メニュー数、認定申請件数といった以下の3つの数値が重要である。 (1)提案件数…個人や企業、自治体より生活や経済活動上で、効率よく効果的に活動しようとする中で規制になっていることを自由に提案してもらうもの。 (2)特例措置メニュー…提案に基づき、各関係省庁と折衝を行い、規制を緩和できた場合に特区内において、特例的に認められる措置。 (3)認定申請件数…特例措置メニューを活用している自治体の数。自治体は規制緩和によって生まれたメニューを自治体の計画に応じて、自由に申請できる。 基本的に、この3つの数値は相互に関連しており、この数値が大きいほど、目標達成に対しての寄与が大きくなるものと判断できる。目標達成のために、全国的に効率よく周知を図りつつ、小さな自治体も巻き込んでいけるよう、より細やかで実効性のある対応を行っていく必要がある。 (課題) 近年、提案件数、特例措置メニュー、認定件数について減少傾向である。測定指標①の認定件数から分析しても、平成22年度のピーク値からは半減している状況である。 提案の掘り起こしについては、全国的に行き渡ってきているものの、人口規模の割に申請件数が少ない関東・関西エリア等について、継続的に掘り起こしを行っていく必要がある。また、認定件数についても同様に地域をしばって継続的に説明会等を開催していく必要がある。 (改善点) 提案件数については、提案の掘り起こしについて、各地域での説明会を地域の要望に沿って開催するなど、より実効性の高い地域で行う等の工夫ができた。また、制度周知の面で、広報用パンフや成果事例集等の発行により、特例措置メニューを活用した事例の紹介など、新たな認定申請を検討する地方公共団体などにとって充実した情報提供を行えるよう工夫した。以上より、提案の掘り起こし等によって一定の成果(70%)はあったが、制度周知の浸透度が低い地域への制度活用促進や、特例措置メニューの充実という面ではまだ改善の余地があるものと分析する。 |

| | |
|----------------------|---|
| <p>次期目標等への反映の方向性</p> | <p>【施策】 市町村会等を利用しての全国的な制度周知や、地域特性の把握による効果的な提案の掘り起しを行っていく必要がある。特に構造特区の認定件数が少ない地域では説明会やパンフ等も利用しながら、取り組みを推進することで、より一層の制度活用を促すとともに、認定件数の増加へつなげていく。 認定件数が多い地域についても、波及的に実施地域等を広げていけるようフォローアップを行っていく必要がある。</p> <p>【測定指標】 測定指標について、提案数、特例措置メニュー数、認定数の三点につき、施策の分析をふまえ、提案の掘り起し及び説明会の開催を充実させることで、次期以降目標達成に努めていく。 また、現在認定されている地域の実施状況等について、HPや事例集で積極的に取り上げることで、新たに認定申請を検討している自治体にもわかりやすく、PRを行うことができ、目標達成につなげていくことができるものと考えている。 また、平成28年度実施分の政策評価より、規制緩和のうち全国展開された割合についての測定指標を追加し、より明確な目標設定及び効果の把握を行っていく。【平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表より反映】</p> |
|----------------------|---|

| | |
|------------------------|---|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>○放送大学教養学部教授(順天堂大学客員教授)田城 孝雄 氏より(平成25年6月19日意見聴取) 省庁主導では、有識者の審査会を経てとなると時間がかかる。地域を限定して規制緩和できるものについては、所管省庁による緩和を待つのではなく、特区制度を積極的に活用し、スピード感を持って取り組んでいただきたい。</p> |
|------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>○認定件数 認定された構造改革特別区域計画について http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/ninteisinsei.html</p> |
|----------------------------------|--|

| | | | | | |
|--------------|-----------------|---------------|---------------------|----------------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>地域活性化推進室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>参事官 森 宏之</p> | <p>政策評価 実施時期</p> | <p>平成26年8月</p> |
|--------------|-----------------|---------------|---------------------|----------------------|----------------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-20(政策6-施策③))

| | | | | | |
|------------------------------|--|------|------|------|------|
| 施策名 | 地域再生計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕 | | | | |
| 施策の概要 | 自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。 | | | | |
| 達成すべき目標 | 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。 | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 予算の状況(百万円) | | | | |
| | 当初予算(a) | 35 | 29 | 29 | 28 |
| | 補正予算(b) | △ 6 | △ 2 | 0 | |
| | 繰越し等(c) | - | - | - | |
| 合計(a+b+c) | 29 | 28 | 29 | | |
| 執行額(百万円) | 20 | 20 | 29 | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 地域再生基本方針改正(地域再生本部・平成26年4月25日) | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|---|------|------|-------|-------|-------|-------|------|----|
| 測定指標 | 1 地域再生計画の認定件数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | × |
| | | 100件 | 256件 | 134件 | 58件 | 50件 | 59件 | 95件 | |
| | 年度ごとの目標値 | | 340件 | 150件 | 70件 | 100件 | 95件 | | |
| | 2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 | 基準 | 実績値 | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 22年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | ○ |
| 65.0% | | - | - | 66.0% | 67.0% | 74.6% | 70.0% | | |
| 年度ごとの目標値 | | - | - | 70.0% | 70.0% | 70.0% | | | |

| | | |
|------|---------------|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 地域再生計画の認定件数は、目標値95件に対し、59件となった。一方、地方公共団体に対する調査においては、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合(以下「フォローアップ調査」という。)は、目標を達成する状況となった。既に地域再生計画の認定を受け、事業を実施しているが多数ある地方公共団体のフォローアップ調査では目標値を上回る結果となったため、地方公共団体が実施する事業において、地域の再生及び活性化に一定の効果があつたものと考えられ、「相当程度進展あり」と判断した。 |
| | 施策の分析 | (有効性、効率性) H25年度のフォローアップ調査において、地域再生計画の期間が終了した自治体から概ね目標以上の成果があつた旨報告されている。地域再生計画の実施にあたっては、地域再生基盤強化交付金、地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)、実践型地域雇用創造事業など様々な支援措置と連動しており、複数の連動施策を活用することや、地方公共団体独自の施策も併せて実施している。このことが測定指標2の実績値が目標値を上回って、効果的に地域再生・地域活性化に貢献するという本事業の有効性につながっている。 (課題等) 認定件数については、件数自体は昨年度より増加しているが、目標値より少ない数値となっている。認定件数の目標が未達となった要因として、地域再生計画と連動する施策が依然として限定されていること、実施主体である自治体の予算が不足していること、既に地域再生計画の認定を受け、事業を実施している地方公共団体が多数あることなどが考えられる。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 今後、地域再生計画を認定することにより活用できる連動施策について、既存の連動施策以外にも地域活性化に繋がる取組みに対して支援できるような施策を幅広く検討するとともに、当制度について積極的に周知を行うことなどによって、計画認定件数を増やしていく。また、本制度が有効に活用され、地域における地域再生の推進に資するよう、引き続き利用促進に取り組んでいく。 【測定指標】 来年度の「測定指標1 地域再生計画の認定件数」については、例年の計画数の実績値及び、平成26年度で計画期間が満了する計画のうち、新たに認定を受ける計画の数を踏まえて目標値を設定している。 |

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | - |
|-----------------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定件数 認定された地域再生計画について(第24回後半～第27回) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html ・フォローアップ調査結果 計画策定地方公共団体に対して実施した「地域再生計画のフォローアップに関する調査」に基づく回答データ |
|---------------------------|---|

| | | | | | |
|-------|----------|--------|--------------|--------------|---------|
| 担当部局名 | 地域活性化推進室 | 作成責任者名 | 参事官 須藤 明夫 | 政策評価 実施時期 | 平成26年8月 |
|-------|----------|--------|--------------|--------------|---------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-21(政策6-施策④))

| | | | | | | |
|--------------------------------|---|-----------|--------|---------|---------|--------|
| 施策名 | 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定〔政策6. 地域活性化の推進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 予算の状況 (百万円) | 当初予算(a) | 62,000 | 55,800 | 50,220 | 45,118 |
| | | 補正予算(b) | - | 13,500 | 12,500 | |
| | | 繰越し等(c) | 9,375 | △ 9,898 | △ 2,245 | |
| | | 合計(a+b+c) | 71,375 | 59,402 | 60,475 | |
| 執行額(百万円) | 68,716 | 58,080 | 59,604 | | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(閣議決定:平成25年1月11日) 第3章 Ⅲ 暮らしの安心・地域活性化 ・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成25年6月14日) 第2章 4 (1)特色を活かした地域づくり | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|--|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 測定指標 | 事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 23年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | ○ |
| | | 70% | - | - | 87% | 93% | 87% | 70% | |
| | 年度ごとの目標値 | | - | - | 70% | 70% | 70% | | |

| | | |
|------|--------------|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 目標超過達成 (判断根拠) 地方公共団体に対する調査を行った結果、交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した割合は約87%となり、目標値(70%)を上回った。 また、「活用出来なかった」などの回答について内容を確認したところ、事業が計画どおりに進み、本交付金の持つ「事業や年度を超えた弾力的な執行を可能とする」などのメリットを活用しなくても施設の整備を着実に実施することが出来たとのことであった。 以上により、本施策の測定指標は目標を大幅に上回って達成(達成度:約124%)したと認められかつ、本施策の着実な実施が確認出来たため「目標超過達成」と判断した。 |
| | 施策の分析 | (有効性、効率性) 交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した事例(割合:約87%)の要因としては、「事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できた」との回答が主なものであり、他に「事務の効率化が図られた」、「事業実施の効率化が図られた」との回答が多かったことについては、本交付金の持つメリット(①類似施設の一体的整備 ②効果発現時期の不一致解消 ③地方の裁量による予算配分の実施 など)が十分に活用され有効だった。 具体的には、「町道と林道の整備を一体的に実施することが出来、効果的な道路整備が図られた」や「協議先が内閣府だけで完結することから、事務の簡素化が図られた」などの効果があった点である。 なお、今後もニーズに応じて交付金を活用したいと回答した地方公共団体が約92%となっており、本施策は地方公共団体に実施及び評価されており、地域の活性化に資するものとして有効かつ効率的であった。 (課題等) 一部の地方公共団体から制度に対する継続要望や予算の確保に関する要望がなされたことについては、本交付金制度に係る情報提供が不足していたことが起因していると考えられる。このため、今後もより一層本施策の定着が図られ効果が発揮されるよう地方公共団体への情報提供に努めていく必要がある。 また、よりアウトカム指標に近い測定指標を用いた政策評価を行うことも課題である。 |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>次期目標等への 反映の方向性</p> | <p>【施策】 地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みが効果を発揮し実をあげていくことが重要であるため、より一層本施策の効果を高めていくことを目指すこととする。このため、今後も本施策の制度やメリットなどの周知を図るとともに、地域再生計画及び本施策の実施状況やその効果について適切にフォローアップを行うこととする。</p> <p>【測定指標】 次期目標については、この方向性に即した目標を設定すべく、現状の測定指標(目標値)の見直しを行うとともに、よりアウトカム指標に近い指標として、本施策を活用した地域再生計画の目標達成状況に関する指標を追加することとし、フォローアップの充実を図っていくこととする。具体的には、以下のように改善する。</p> <p>①順調に目標を達成している状況であるため、これまでの実績値を踏まえた数値に見直しをする。 ②認定地域再生計画に基づく本交付金事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を追加指標として設定する。</p> <p>(平成26年度新たに追加する測定指標) ・計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合</p> |
|---------------------------|--|

| | |
|------------------------|----------|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>-</p> |
|------------------------|----------|

| | |
|----------------------------------|----------|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>-</p> |
|----------------------------------|----------|

| | | | | | |
|--------------|-----------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>地域活性化推進室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>参事官 須藤 明夫</p> | <p>政策評価 実施時期</p> | <p>平成26年8月</p> |
|--------------|-----------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-22(政策6-施策⑤))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|------|------|------|-----|
| 施策名 | 地域再生支援利子補給金の支給〔政策6. 地域活性化の推進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定し、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 予算の状況 (百万円) | 当初予算(a) | 122 | 171 | 223 | 250 |
| | | 補正予算(b) | △15 | - | - | |
| | | 繰越し等(c) | - | - | - | |
| | | 合計(a+b+c) | 107 | 171 | 223 | |
| 執行額(百万円) | 95 | 153 | 200 | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 地域再生基本方針改正(地域再生本部・平成26年4月25日) | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|---------------------------|------|------|------|-------|-------|------|------|----|
| 測定指標 | 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | ○ |
| | | 20億円 | 48億円 | 65億円 | 110億円 | 112億円 | 84億円 | 80億円 | |
| 年度ごとの目標値 | | 60億円 | 60億円 | 80億円 | 80億円 | 80億円 | | | |

| | | |
|------|---------------|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 認定地方公共団体等を通じて本施策の周知を図った結果、平成25年度の地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資額が目標の80億円を上回る84億円となったことから、「目標達成」と判断した。 |
| | 施策の分析 | (有効性、効率性) 地域再生支援利子補給金対象事業を実施する事業者の事業資金の借入れに対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図った結果、平成25年度においては目標額を上回る融資が実行され、444名の雇用創出につながった。本施策は、小さい予算で地域再生に資する事業に対する民間投資を誘発(平成25年度は、2.5億円の予算により、293億円の民間投資を創出した。)し、雇用の創出にも寄与していることから、地域再生の推進に有効な施策であると認められる。 (課題等) 利子補給金の手続に係る問合せが多いため、参照する資料の改訂等により、分かりやすく、利用しやすい周知活動が必要である。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 本施策の活用をした認定地域再生計画に基づく事業において一定の雇用創出効果が上がっていることなどから、今後も本施策の有効活用を図るため、制度の周知等に努めるとともに、本施策を運用する中で疑義等が生じた場合に、適宜対応するなど、更なる運用の改善を図っていく。 【測定指標】 認定地域再生計画の目標達成による地域再生の推進への本施策の寄与をより正確に測定するため、測定指標を「計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合」に変更する。 |

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | - |
|-----------------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | - |
|---------------------------|---|

| | | | | | |
|-------|----------|--------|--------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 地域活性化推進室 | 作成責任者名 | 参事官 須藤 明夫 | 政策評価実施時期 | 平成26年8月 |
|-------|----------|--------|--------------|----------|---------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-23(政策6-施策⑥))

| | | | | | |
|--------------------------------|---|------|-------|------|------|
| 施策名 | 特定地域再生計画の推進〔政策6. 地域活性化の推進〕 | | | | |
| 施策の概要 | 地域再生法の目的や理念に照らし、少子高齢化対応・低未利用資源の有効活用等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資するために支援を行う。 | | | | |
| 達成すべき目標 | 少子高齢化対応・低未利用資源の有効活用等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援することを目標とする。 | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 当初予算(a) | - | 500 | 300 | 200 |
| | 補正予算(b) | - | - | - | |
| | 繰越し等(c) | - | △ 302 | 302 | |
| | 合計(a+b+c) | - | 198 | 602 | |
| 執行額(百万円) | - | 4 | 522 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 地域再生基本方針改正(地域再生本部・平成26年4月25日) | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|---|------|------|------|------|-------|------|------|----|
| 測定指標 | 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 24年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | ○ |
| | | - | - | - | - | 72.9% | 96% | 70% | |
| | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | 70% | 70% | | |

| | | |
|------|---------------|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 目標超過達成 (判断根拠) 特定政策課題の解決に資する事業として、特定地域再生事業費補助金は平成24年度から新たに実施している施策であるため、当補助金を活用し地域再生計画の認定を受けた地方公共団体はあるものの、地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体はないのが現状である。 については、代替指標として、当補助金を活用した地方公共団体に対する調査を行い、当補助金を活用して達成しようとした目標に対する達成状況を指標として活用する。 上記指標については、アンケートの結果、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体が96%となり、目標値(70%)を上回っていることから、本施策の測定指標は目標を大幅に上回って達成された(達成度:137%)と認められるため、「目標超過達成」と判断した。 |
| | 施策の分析 | (有効性、効率性) 平成24年度、25年度で特定地域再生事業費補助金を利用した地方公共団体のうち、既に地域再生計画の認定を受け、特定地域再生計画推進事業を活用している地方公共団体が5団体ある。また、特定地域再生計画策定事業を活用した地方公共団体へのアンケートの結果、現時点で活用を検討している支援措置について、特定地域再生推進事業を検討している地方公共団体が28団体、地域再生支援利子補給金を検討している地方公共団体が5団体、地方債の特例措置を検討している地方公共団体が3団体であったことから、本施策の目的の達成手段として有効なものであることがうかがえる。 (課題等) 特定地域再生事業費補助金計画策定事業は、地方公共団体が地域再生計画を策定するにあたり、地域の将来像や課題解決のために住民との合意形成等を図る事業について支援するものである。具体的には、地域が抱える課題の調査や、住民等も交えた議論を行う場である協議会にかかる費用等に活用されている。アンケートの結果地域再生計画を策定するための住民との合意形成の場である協議会の開催回数が予定より減少し、合意形成の熟度が不足したという回答や、計画策定に向けた支援措置を検討している段階であるとの回答が、「目標を下回っている」と回答した地方公共団体があり、この解決が課題である。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 本施策の趣旨・目的等を広く地方公共団体に周知し、本施策を活用した地方公共団体と連携を密にするとともに、今後の地域再生計画の認定手続き等の相談に応じるといったフォローアップ等の適切な対応を実施する。 【測定指標】 次年度以降については、地域再生計画の計画期間が終了する予定の地方公共団体もあるが、終了予定団体数が少ないと思われるため、本年度活用した代替指標と並行して評価を実施したい。 |

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | - |
|-----------------|---|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 補助金の選定を受けた地方公共団体に対して実施した「特定地域再生事業費補助金に関するアンケート調査」に基づく回答データ |
|---------------------------|--|

| | | | | | |
|-------|----------|--------|--------------|--------------|---------|
| 担当部局名 | 地域活性化推進室 | 作成責任者名 | 参事官 須藤 明夫 | 政策評価 実施時期 | 平成26年8月 |
|-------|----------|--------|--------------|--------------|---------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-24(政策6-施策⑦))

| | |
|---------|---|
| 施策名 | 総合特区の推進〔政策6. 地域活性化の推進〕 |
| 施策の概要 | 総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 |
| 達成すべき目標 | 総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 |

| | | | | | |
|-------------|------------|---------|--------|--------|-------|
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 予算の状況(百万円) | | | | |
| | 当初予算(a) | 15,266 | 14,028 | 12,715 | 9,972 |
| | 補正予算(b) | △ 83 | △ 64 | 0 | |
| | 繰越し等(c) | △ 2,700 | 1,140 | 460 | |
| | 合計(a+b+c) | 12,483 | 15,104 | 13,175 | |
| | 執行額(百万円) | 3 | 3,528 | 2,987 | |

| | | | |
|--------------------------------|----------------------|-------------|---|
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称 | 年月日 | 関係部分(抜粋) |
| | 「新成長戦略」について閣議決定 | 平成22年6月18日 | これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。 |
| | 日本再生の基本戦略閣議決定 | 平成23年12月24日 | 地域における社会経済の活性化のため、多岐の分野で総合特区制度を活用しつつ、地域の創意工夫を活かした自律的な取組みを進めていく。 |
| | 日本再生戦略閣議決定 | 平成24年7月31日 | 各政策分野の政策展開においては、貢献が期待される研究機関等の重視など、総合特区が十分な成果を発揮できるよう取組みながら施策目標の達成に努めるものとする。 |
| | 日本経済再生に向けた緊急経済対策閣議決定 | 平成25年1月11日 | 国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進や、総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進 |
| | 日本再興戦略閣議決定 | 平成25年6月14日 | 従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|----------|------|------|------|------|------|------|----|
| 測定指標 | 認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 23年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 28年度 | ○ |
| | | - | - | - | - | 16% | 32% | 90% | |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | 10% | 30% | | |
| | (注)○達成度は各特区の評価項目の進捗及び評価項目の妥当性を専門家により総合的に評価した結果に基づき算出 ※後年度においては、総合特区事後評価(単年度評価)の結果を政策評価書の実績値として使用するとともに、目標値の修正を行う予定。それまでの間は、暫定的に上記の方法により算出する。 | | | | | | | | |
| | 認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| 23年度 | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 28年度 | ○ | |
| - | | - | - | - | 16% | 31% | 90% | | |
| 年度ごとの目標値 | | - | - | - | 10% | 30% | | | |
| (注)○25年度は1~3次指定の特区における評価を対象 ○達成度は各特区の評価項目の進捗及び評価項目の妥当性を専門家により総合的に評価した結果に基づき算出 ※後年度においては、総合特区事後評価(単年度評価)の結果を政策評価書の実績値として使用するとともに、目標値の修正を行う予定。それまでの間は、暫定的に上記の方法により算出する。 | | | | | | | | | |

| | |
|--------------|--|
| 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 目標達成 |
| | (判断根拠) 平成25年度の測定結果については、指定地方公共団体等からの自己評価を専門家が評価した結果を踏まえ集計した。国際戦略総合特区、地域活性化総合特区ともに目標を上回る進捗となったため、目標を達成したと判断した。 |

| | | |
|------|---------------|--|
| 評価結果 | 施策の分析 | <p>(有効性、効率性)</p> <p>国際戦略総合特区、地域活性化総合特区ともに24年度から2年連続で着実に目標を達成していることから、特区に指定されたことによる地域独自の取組の推進と相俟って、一定の効果が出ているものと考えられる。特に規制の特例措置については、H25における「国と地方の協議」において、特区側から169件の規制の特例に関する提案がなされ、関係府省との協議を行った結果、うち35件について特区の取組を実現するために法令等の改正を行う(一部条件を詰めたうえで改正を行う)ことで合意に至ることができた。</p> <p>なお、税制、財政、金融支援措置の活用状況については、総合特区事後評価の結果として10月に公表を予定しているところである。</p> <p>(課題等)</p> <p>過去の「国と地方の協議」において、提案に対する規制の特例措置等が図られたことにより、「国と地方の協議」における新規の提案数が年々減少していること、また、各支援措置の具体的な内容について周知が不足していることについては改善が必要である。</p> |
| | 次期目標等への反映の方向性 | <p>【施策】</p> <p>総合特区事後評価の結果を踏まえ、各特区の事業の進捗を図るべく、評価後の現地調査等において、進捗の遅れている特区については重点的に指導を行う。</p> <p>また、「国と地方の協議」における過去の提案について、関係府省への協議後のフォローアップを継続して行うとともに、各特区へ政策課題の解決につながる提案の掘り起しを依頼する。</p> <p>さらに、各支援措置については、支援措置の手引き等を活用して、各特区への制度周知を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p>次期評価については、認定計画における目標に対する達成度の算出手法は、特区の種類が異なっても同じであるため、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区の評価は同一の指標で行うこととする。</p> |

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。 |
|-----------------|-----------------------|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 総合特区の目標の達成状況の検証にあたっては、指定地方公共団体等から評価書の提出を受けた。(6月) |
|---------------------------|--|

| | | | | | |
|-------|----------|--------|------------------------------|--------------|---------|
| 担当部局名 | 地域活性化推進室 | 作成責任者名 | 参事官 宇野 善昌 参事官 富田 育稔 | 政策評価 実施時期 | 平成26年8月 |
|-------|----------|--------|------------------------------|--------------|---------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-25(政策6-施策⑧))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|-------|-------|------|----|
| 施策名 | 環境未来都市の推進〔政策6. 地域活性化の推進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | <p>厳選された戦略的都市・地域(「環境未来都市」)において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。</p> | | | | | |
| 達成すべき目標 | <p>選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。</p> | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 予算の状況(百万円) | 当初予算(a) | 1,135 | 1,086 | 200 | 80 |
| | | 補正予算(b) | - | - | - | - |
| | | 繰越し等(c) | △ 513 | 8 | 505 | - |
| | | 合計(a+b+c) | 622 | 1,094 | 705 | - |
| 執行額(百万円) | 578 | 808 | 655 | - | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <p>「新成長戦略」について閣議決定(平成22年6月18日) 日本再生の基本戦略(平成23年12月24日)</p> | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|-----|------|------|------|------|------|------|----|
| 測定指標 | ①各環境未来都市において選定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地以外の5都市) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | - | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 28年度 | ○ |
| | | - | - | - | - | 33% | 53% | 90% | |
| | 年度ごとの目標値 | - | - | - | 10% | 30% | - | - | |
| | ②各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地の6都市) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | - | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 28年度 | ○ |
| - | | - | - | - | 19% | 32% | 90% | | |
| 年度ごとの目標値 | - | - | - | 5% | 20% | - | - | | |

| | |
|--------------|--|
| 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 目標達成 |
| | (判断根拠) 各環境未来都市において作成された環境未来都市計画に基づき、H25年度に推進した各取組の進捗状況について各環境未来都市が評価調査シートを基に、評価を行い、測定指標①、②とも達成度の平均値が目標値を超えたため、目標達成と判断した。 |
| 施策の分析 | <p>(有効性、効率性) 各環境未来都市において作成された環境未来都市計画に基づき、H25年度に推進した各取組の進捗状況について各環境未来都市が評価調査シートに取りまとめて内閣府へ提出(H26年8月)。これを基に評価、検証を行った。 各都市により事業の進捗状況はまちまちであるが、被災地以外の環境未来都市5都市、被災地の6都市ともに24年度から2年連続で着実に目標を達成していることから、地域独自の取組と相俟って、有識者委員による現地支援やフォローアップの取組により、一定の効果が出ているものと考えられる。</p> <p>(課題等) 「環境未来都市」は未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出することを目的としていることから、今後どのように各都市の特色ある取組を成功事例として、普及展開していくかが課題である。</p> |
| 評価結果 | |

| | |
|----------------------|---|
| <p>次期目標等への反映の方向性</p> | <p>【施策】 各環境未来都市から提出された評価調査シートを基に有識者による取組状況の評価、検証を行い、各環境未来都市の今後の取組や計画推進に関するアドバイスをいただく。これを基に計画や取組の見直しを行って、今後の環境未来都市計画の推進を図る。また、各都市の事業の進捗を図るべく、進捗の遅れている都市については重点的に指導を行う。 各都市取組の成功事例については、環境未来都市構想推進国際フォーラム、環境未来都市HPのリニューアル等を通じて普及展開を推進していく。</p> <p>【測定指標】 測定指標①、②とも、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。②については、11の環境未来都市のうち、東日本大震災の被災地域である6都市であるが、被災地域では復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう、柔軟に修正しながら進めているため、被災地域以外とは分けて評価することで、目標を達成していく。</p> |
|----------------------|---|

| | |
|------------------------|-----------------------------|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>今後、学識経験者から意見聴取を行う予定。</p> |
|------------------------|-----------------------------|

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>各環境未来都市より提出される評価調査シートを基に、評価、検証を行う。</p> |
|----------------------------------|---|

| | | | | | |
|--------------|-----------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>地域活性化推進室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>参事官 塩田 康一</p> | <p>政策評価 実施時期</p> | <p>平成26年8月</p> |
|--------------|-----------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-26(政策6-施策⑨))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|------|------|------|----|
| 施策名 | 都市再生安全確保計画の策定の促進〔政策6. 地域活性化の推進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 都市再生安全確保計画の作成を通じ、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図る。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 予算の状況 (百万円) | 当初予算(a) | - | 150 | 100 | 91 |
| | | 補正予算(b) | - | - | - | |
| | | 繰越し等(c) | - | - | - | |
| | | 合計(a+b+c) | - | 150 | 100 | |
| 執行額(百万円) | - | 63 | 37 | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策推進本部・平成23年7月29日) 都市再生基本方針改正(都市再生本部・平成24年8月14日) | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|--|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 測定指標 | ①都市再生緊急整備地域内において、都市再生安全確保計画を作成する又は作成しようとするエリア数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 24年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | △ |
| | | 10 | - | - | - | 10 | 6 | 作成10 | |
| | 年度ごとの目標値 | | - | - | - | 10 | 8 | | |

| | | |
|------|--------------|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 都市再生の推進を図る上で、定量的なものである測定指標①を重要な達成目標と考えている。 測定指標①のうち、年度ごとの活動目標値として25年度に設定した「計画を作成しようとするエリア数」については、活動実績の割合6/8をもって、相当程度進展ありと判断している。 |
| | 施策の分析 | (未達成となった原因等) 年度ごとの活動実績は、内閣府の支援メニュー(本施策に基づく補助事業)の対象となったエリア数のみをカウントしており、計画を作成しようとするエリアの地方公共団体等が、他の支援メニューを受けて計画の作成に取り組んだケース等3エリアを勘案すれば、実質的に活動目標値8エリアを達成したと考えている。 (課題等) 主たる達成手段としている支援メニュー(本施策に基づく補助事業)に対しては、計画の策定に向けて広範な調査や合意形成に取り組む場合、補助対象(基礎データの収集・分析等に限定)や補助率(1/2)が不十分との課題が、計画を作成しようとするエリアの地方公共団体や有識者等から指摘されている。 (有効性、効率性) 必ずしも当該の支援メニュー(補助事業)を受けての取り組みばかりではないものの、補助要望調査や計画に関する相談対応等により、計画の策定に向けた取り組みの全体数と個別エリアの進捗状況を把握し、実質的には広く促進の手段を講じているところであり、25年度末の段階ですでに7エリアの作成を終えている。 したがって、本施策の効果として、支援メニュー(補助事業)の対象となったエリア数の実績値を相当程度確保しつつ、26年度の目標値「計画を作成する(作成を終える)エリア数累積計10」の達成が見込まれることから、施策全体としては有効に実施されているものと判断している。 |

| | |
|----------------------|---|
| <p>次期目標等への反映の方向性</p> | <p>【施策】 有識者WGの開催や「計画作成の手引き」改定及び事例周知のための説明会の開催等により、計画を作成できるエリア(都市再生緊急整備地域)の地方公共団体や民間事業者等に対し、国として一層の相互連携を働き掛け、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保が図られるよう、計画作成を促していく。 この促進施策により、「計画を作成する(作成を終える)エリア数」又は「計画を作成しようとするエリア数」の新たな掘り起しと、補助事業の活用や個々のエリアで計画の作成を終えるまでの期間短縮を実務的に支援していく等により、「作成エリア数」の実績計上につなげていく。</p> <p>【測定指標】 測定指標の明確化のため、「計画を作成する(作成を終える)エリア数」又は「計画を作成しようとするエリア数」と区別して、新たな指標として「作成エリア数」を設定し、それぞれ目標管理する。 従来からの指標①については、計画策定に向けた調査段階において、施策の課題等に対応しつつ、各エリアの取り組み状況を、補助事業執行を中心に、的確なフォローアップを行っていく。 また、「作成エリア数」については、制度創設からの経過に伴う施策成果として、計画策定に至ったエリアの累積数の把握を行うこととし、現に計画の作成に取り組んでいる地方公共団体等に対する上記の促進施策により、計画案とりまとめや、計画策定主体となる官民の合意形成を引き続き支援し、目標を達成していく。</p> |
|----------------------|---|

| | |
|------------------------|--|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>制度を活用できる箇所が限られてくる理由として、計画策定のために法定協議会の設置を前提とし、補助事業者(基礎自治体や民間団体)が調査費予算の1/2を自己資金で準備しなければならないことが挙げられるが、国の支援としてはよい取り組みである(放送大学(順天堂大学客員)田城教授)→指摘を受け、補助事業者のニーズの把握に努めているところ</p> |
|------------------------|--|

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>【測定指標】 測定指標①のうち、計画を作成するエリア(実績)については、地域活性化統合事務局・地域活性化推進室ホームページにおいて確認できる。 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisyu/anzenkakuho/sakuseitiiki.pdf)</p> <p>なお、「計画を作成しようとするエリア数」には、計画の作成に取り組んでいるが、作成を終えていない段階のエリアの数を含む。</p> |
|----------------------------------|--|

| | | | | | |
|--------------|-----------------|---------------|----------------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>地域活性化推進室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>参事官 鹿野 正人</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成26年8月</p> |
|--------------|-----------------|---------------|----------------------|-----------------|----------------|